様式第4号(第23条関係)

# 一般廃棄物処理業許可証

許可番号　第９号

住所(所在地)　　倉敷市中庄２２４８番地の４
名称　　株式会社　美健ビルサービス
氏名(代表者氏名)　　代表取締役　小林　建雄　　様

令和８年２月１７日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項、第6項及び第7条の2第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和８年３月１３日

赤磐市長　前　田　正　之

| | |
|---|---|
| 1　許可の種類 | 法第７条第１項の規定による一般廃棄物収集運搬業 |
| 2　許可番号 | 第９号 |
| 3　許可期間 | 令和　８年４月　１日から<br>令和１０年３月３１日まで |
| 4　許可地域 | 赤磐市内 |
| 5　許可条件 | ・　一般廃棄物は、エコプラザあかいわ（赤磐市環境センター）へ搬入すること。<br>・　市が定めた分別基準により分別された一般廃棄物を搬入すること。<br>・　産業廃棄物（特にプラ、発泡スチロール等の石油由来品）の混入をしないこと。<br>・　可燃ごみに異物（金属やガレキ、電気製品等）の混入がないようにすること。<br>・　収集車の汚水タンクの水抜きを徹底すること。<br>・　事業所、車庫、洗車場を清潔に保ち、周辺環境に十分な配慮を行うこと。<br>・　交通法規を遵守すること。<br>・　その他(裏面へ記載のとおり) |

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

許可留意事項

1．収集運搬を行う事業所及びその一般廃棄物は、許可申請書に添付した「ごみ等処理依頼証明書」に記載の事業所から排出される一般廃棄物(当該添付書類に記載の業種から排出されたものであって、かつ、これに記載された一般廃棄物の種別に限る。)とする。ただし、引っ越し時に一時大量に排出されるなど市の収集が困難な場合に限り、家庭から出る一般廃棄物であっても収集運搬することができるものとする。

2．収集運搬の業務に使用する車両(以下「収集車両」という。)は、許可業務以外に使用しないこと。

3．収集車両は、作業終了後、許可申請書に添付した「車庫の平面図及び構造」に記載の車庫に確実に格納すること。

4．従業者は、許可申請書に添付した従業者名簿に記載の従業者とし、常に従業者証を携帯させ、市民又は関係の市職員から提示を求められたときは、提示させること。

5．収集車両に乗車し作業にあたる従業者数、収集車両及び車庫の点検整備、無蓋の収集車両への飛散防止措置、収集車両の防臭、汚水の露出防止措置及び車庫への格納、収集にあたっての分別、処理施設への搬入方法その他一般廃棄物を適正に処理するための措置を、赤磐市一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する要綱(以下「要綱」という。)に定めるところにより、適正かつ確実に講じること。

6．許可業務に関する職員及び市の処理施設の係員の行う業務上の指示を守ること。

7．廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１５項における所定の帳簿等の整備、保存及び必要により提出を求められた報告書の提出については、条例第３７条報告の徴収及び第３８条立入検査に定めるところによる。

8．許可申請書及び添付書類に記載した事項の変更を生じた場合、やむを得ない事由により許可を受けてない車両を一時許可業務に使用し、又は許可を受けた収集車両を一時他の用に供する場合、その他許可承認申請又は届出を要する事項については、要綱に定めるところにより、それぞれ所定の許可承認申請又は届出を行い、市長の許可又は承認を受けること。

9．許可又は承認を要する事項については、許可又は承認を得るまでの間は、当該申請内容による業務は取り扱わないこと。

10．従業者に適切に指示し、的確に業務を遂行するよう十分管理を行うこと。

11．その他関係法令等(市条例、市規則、要綱及び関係通知を含む。)の定めるところにより、適正かつ確実に業務を行うこと。

12．法令等又はこの許可条件に違反した場合には、許可を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止することがある。

13．法令等に違反し、これに基づき処分を受けた場合においては、これにより生じた損失の補償の申立てはできない。